

在留邦人・旅行者の皆様へ

平成26年6月20日  
在サンクトペテルブルク日本国総領事館

安全上のお知らせ  
(犯罪被害に対する注意喚起)

最近、観光シーズンの到来とともに日本人に対する犯罪被害が増加しています。先般からお知らせしているものの繰り返しになりますが、在留邦人及び旅行者の皆様には、以下の注意事項を参考にして、犯罪被害に遭われないよう注意するとともに、不幸にも被害に遭われた場合は、被害を最小限に留めるよう留意してください。

1 犯罪被害の予防

- (1) 観光スポットで物売りを装ったスリが多く発生しています。路上でパンフレットや土産物を見せて近づき、声を掛けて立ち止まらせようとする者の大半はスリです。路上で声を掛けられても、相手にせず、その場から立ち去ってください。
- (2) トロリーバス、地下鉄等の公共交通機関内で盗難事件が頻発しています。盗難被害の危険性が高いので、可能な限り、トロリーバス、地下鉄等の公共交通機関は利用しないようにしてください。
- (3) ホテル・ショッピングモール・路上等に設置されているATM（現金自動支払装置）は、十分な管理が無いまま不特定多数が使用するため、不正機器が取り付けられていることがあり、過去には、これらATMで使用したカードにスキミング被害が発生しています。銀行内に設置されているATMなど十分な管理がされているもののみを使用し、可能な限り、ホテル・ショッピングモール・路上等のATMは使用しないでください。
- (4) 当館ではIC旅券（一般旅券）は作成できないため、日本国旅券を紛失した場合は、出国が困難となります。必要な場合を除き、旅券原本は携帯せず、コピー等を持ち歩いてください。（警察官等から旅券の提示を求められ、コピーを提示しても、警官が納得しない場合は、速やかに当総領事館までご連絡ください。）
- (5) 現金、貴重品はまとめて持たず、分散して持ち歩いてください。貴重品袋等に所持金や旅券を入れて持ち歩いていた人が、盗難被害に遭い、困窮する事案が多数発生しています。被害を最小限に留めるためにも現金・貴

重品は分散して持ち歩いてください。

## 2 犯罪被害に遭った場合の注意点

- (1) 当地の警察・国境警備局等の行政機関には、日本語だけではなく英語が理解できる職員はほとんどいませんので、ロシア語以外での対応を期待しないでください。警察・入管等の行政機関に行く場合は、原則として、ご自身でロシア語の通訳を用意する必要があります。なお、片言のロシア語通訳では対応してくれないことがありますので注意してください。
- (2) 警察署では、被害申告を放置する警察官や色々と理由を付けて被害証明書の作成を拒否する警察官もいます。当地の警察官に日本や先進諸国と同様の対応を期待しないでください。
- (3) 犯罪被害に遭い、滞在費用に窮する事案も多数発生しています。当地に滞在されるに当たっては、緊急対応サービス付きの任意保険に加入する等、犯罪被害に遭った場合を想定してください。
- (4) 在外公館（大使館・総領事館）には、被害証明書を発行する権限はありません。被害者・保険会社等から要求されても発行できませんので、警察で被害証明書が発行されない場合は、保険会社等と相談してください。

---

在サンクトペテルブルク総領事館 領事班

Consulate-General of Japan in Saint-Petersburg, Consulate Section

Address: 30 Millionnaya St., St.Petersburg,Russia 190000

Tel: +7(812)314-14-34 Fax: +7(812)703-54-63

E-mail: ryoji@px.mofa.go.jp

---